

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

遺言と遺産分割

Q : 遺言書がある場合は、そのとおりに分割しなければなりませんか？

A : 遺言には強制力がありませんので、相続人全員が合意すれば、違う分割をすることもできます。

【解説】

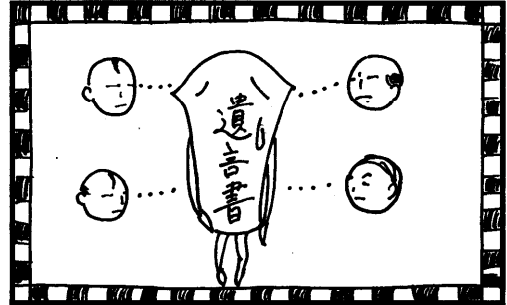
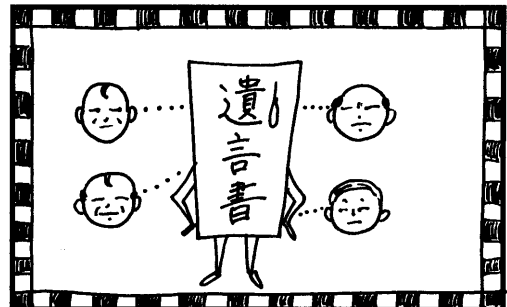
相続人が2人以上いる場合、相続財産はひとまず相続人全員の共有財産となり、その後、遺産分割の手続きを経て、各相続人の固有の財産となります。したがって、相続人が相続財産を各相続人の固有財産とするには、遺産分割の手続きを経なければなりません。

遺産分割の方法には、

- ①遺言がある場合に遺言に従って分割する方法(指定分割といいます)
- ②遺言がない場合に共同相続人全員の協議によって分割する方法(協議分割といいます)
- ③共同相続人間で分割協議が整わない場合や協議できない場合に家庭裁判所に調停を請求して行う方法(調停分割といいます)があります。

遺言による相続分が法定相続分と異なる場合は、遺言による相続分が法定相続分に優先することとなりますが、遺言には強制力がないため、共同相続人全員で遺言と違う分割をすることとしたときは、これが認められます。

また、遺言がないときは、法定相続分を拠り所として分割することになりますが、必ずしも法定相続分どおりに分割する必要はありません。



遺言書がある場合
そのとおりに分割しなければなりませんか？

遺言書には強制力はありませんが、相続人全員の合意すれば、違う分割をすることもできます。

